

装プ航第3275号
令和6年2月29日
一部改正 装プ航第5784号
令和6年3月29日
一部改正 装プ空第9107号
令和7年5月12日

防衛大学校長
陸上幕僚長
海上幕僚長
航空幕僚長 殿

防衛装備庁長官
(公印省略)

航空機の安全性の確保に関する訓令の運用について（通知）

標記について、航空機の安全性の確保に関する訓令（平成7年防衛庁訓令第32号）第30条第1項の規定に基づき、別紙のとおり定め、令和6年3月1日から施行することとしたので通知する。

添付書類：別紙

配布区分：長官官房各装備官、長官官房各装備開発官、プロジェクト管理部長、技術戦略部長、調達管理部長、施設等機関の長

航空機の安全性の確保に関する訓令の運用について

(趣旨)

第1 この通知は、航空機の安全性の確保に関する訓令（第7第2項第2号を除き、以下「訓令」という。）を実施するため、訓令に規定する自衛隊耐空証明等に係る事項その他訓令の実施に関し必要な事項について定めるものとする。

(用語等)

第2 この通知において使用する用語は、訓令において使用する用語の例による。

(関連文書)

第3 訓令第36条第1項の規定に基づき長官が定めた関連文書のうち、次の表の左欄に掲げる文書の略称は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

関連文書	略称
(1) 航空機及びその構成品の認証並びに設計組織及び製造組織の承認について（装プ航第3277号。令和6年2月29日）別冊	JMAR21
(2) 整備組織の要件について（装プ航第3278号。令和6年2月29日）別冊	JMAR145
(3) 耐空性の維持の要件について（装プ航第3279号。令和6年2月29日）別冊	JMAR M
(4) 航空機の安全性の確保に関する訓令における手続に係る様式集について（装プ航第3281号。令和6年2月29日）別冊	JMAR様式集
(5) 航空機の自衛隊限定型式証明について（装プ空第9109号。令和7年5月12日）別冊	JMAR PTC

2 前項の表に掲げる関連文書において、これらの関連文書からの引用は、次の表の例による。

引用する関連文書の項目	引用
(1) JMAR21のサブパートA	JMAR21サブパートA
(2) JMAR145の145. A. 10	JMAR145. A. 10
(3) JMAR MのM. A. 201の(a)	JMAR M. A. 201の(a)
(4) JMAR様式集の様式25	JMAR様式25
(5) JMAR PTCのPTC. A. Y15	JMAR PTC. A. Y15

(自衛隊耐空証明等を受けた航空機の制限)

第4 自衛隊耐空証明等において指定された航空機の任務（訓令第7条第1項）は、自衛隊の使用する航空機の型式について（防装航第1725号。49．4．16）第1項第1号に掲げる基本任務とする。

(レコグニション)

第5 レコグニション（訓令第8条第1項第2号イ）は、欧州防衛庁（European Defence Agency）のMilitary Airworthiness Authorities Forumが承認したEMAD Rに基づく手続に従うものとする。

(検査の省略の範囲に関する考慮事項)

第6 次の各号に掲げる規定に掲げる検査（この第6において「自衛隊型式証明等の検査」という。）と同等の検査を受けた場合における自衛隊型式証明等の検査の省略の範囲については、製品が設計された国が我が国と航空安全に関する二国間協定を締結した国であるかどうかを考慮することができる。

- (1) 訓令第8条第4項第2号（自衛隊型式証明のための検査）
- (2) 訓令第9条第4項第2号（自衛隊型式証明の変更のための検査）
- (3) 訓令第10条第4項第2号（自衛隊制限付型式証明のための検査）
- (4) 訓令第11条第4項第2号（自衛隊制限付型式証明の変更のための検査）
- (5) 訓令第12条第5項第2号（自衛隊追加型式証明のための検査）
- (6) 訓令第13条第4項第2号（自衛隊追加型式証明の変更のための検査）
- (7) 訓令第14条第3項第2号（設計の小変更の承認のための検査）
- (8) 訓令第15条第5項第3号（自衛隊耐空証明のための検査）
- (9) 訓令第16条第5項第3号（自衛隊制限付耐空証明のための検査）
- (10) 訓令第21条第3項第4号（修理設計の承認のための検査）

(11) 訓令附則第5項第2号（自衛隊限定型式証明のための検査）

（防衛大学校が保有する滑空機）

第7 防衛大学校が保有する滑空機の基準及び手続を定めるときの申請（訓令第35条第2項）は、当該基準及び手続の案を防衛大臣に提出して行うものとする。

2 防衛大学校が保有する滑空機の基準及び手続の軽微な変更（訓令第35条第2項）は、次のとおりとする。

(1) 誤記の訂正

(2) 法令、告示、訓令又は通達類（以下「法令等」という。）の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更

(3) 前2号に掲げるもののほか、基準及び手続の内容の実質的な変更を伴わない変更

3 防衛大学校長は、防衛大学校が保有する滑空機の基準及び手続の軽微な変更（訓令第35条第2項）をしたときは、遅滞なく、当該軽微な変更をした基準及び手続を防衛大臣に提出するものとする。

（委任規定）

第8 幕僚長等が定めた細部事項の軽微な変更（訓令第36条第2項）は、次のとおりとする。

(1) 誤記の訂正

(2) 法令等の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更

(3) 前2号に掲げるもののほか、細部事項の内容の実質的な変更を伴わない変更

2 幕僚長等は、幕僚長等が定めた細部事項の軽微な変更（訓令第36条第2項）をしたときは、遅滞なく、当該軽微な変更をした細部事項を長官に提出するものとする。

（雑則）

第9 この通知の実施に関し必要な事項は、防衛装備庁プロジェクト管理部装備技術官（航空担当）が別に定める。

2 訓令の実施に関し、この通知により難しい場合には、長官が適当と認める方法によることができる。

3 訓令及びこの通知に関し疑義が生じた場合には、防衛装備庁プロジェクト管理部装備技術官（航空担当）付耐空性監査室に照会するものとする。